

三菱重工長崎造船所事件・最判平 12. 3. 9 労判 778-11・詳細

1 事案の内容

以下の時間の労基法上の労働時間性が問題となった

- ①始業時刻前の入退場門から所定の更衣所等までの移動（始業時刻前）
- ②更衣所での作業服及び保護具等の装着（始業時刻前）
- ③準備体操場までの移動時間（始業時刻前）
- ④副資材等の受出し及び散水に要した時間（始業時刻前または休憩時間）
- ⑤午前の終業後、食堂等まで移動し、また現場控所等において作業服及び保護具等の一部を脱離する時間（休憩時間）
- ⑥午後の始業に向けて食堂等から作業場等まで移動し、脱離した作業服及び保護具等を再び装着する時間（休憩時間）
- ⑦終業後の更衣所等までの移動及び作業服及び保護具等の脱離時間（終業時刻後）
- ⑧手洗い、洗面、洗身、入浴、入浴後の更衣（終業時刻後）
- ⑨終業時刻後の更衣所等から入退場門までの移動時間（終業時刻後）

2 明示した考え方・規範

- ・法定労働時間に該当するか否かは使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まる
- ・労働者が、就業を命じられた業務の準備行為等を事業場内において行うことを使用者から義務付けられ、又はこれを余儀なくされたときは、当該行為を所定労働時間外において行うものとされている場合であっても、特段の事情のない限り、使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができる
- ・当該行為（就業を命じられた業務の準備行為等を事業所内において行うことを使用者から義務付けられ、又はこれを余儀なくされたときにおける当該準備行為等）に要した時間は、それが社会通念上必要と認められるものである限り、労働基準法の労働時間に該当する

3 結論

上記1で下線を付したものについては労働時間に該当するとし、その余はこれを否定した

非労働時間とした理由は以下のとおり

- ・①⑨の移動時間は、指揮命令下に置かれたものと評価できない（そもそも「就業を命じられた業務の準備行為等」に当たるものとは解されない、との見解もある（最新裁判実務大系第7巻労働関係訴訟I・350頁）
- ・⑤⑥は、使用者は休憩時間中労働者を就業を命じた業務から解放して社会通念上休憩時間を自由に利用できる状態に置けば足りるから、特段の事情のない限り、労働時間に該当しない
- ・⑧は、使用者が義務付けた行為ではなく、⑧をしなければ通勤が著しく困難であるとまではいえないから、指揮命令下に置かれたものと評価できない

以上